

令和2年第1回小山町議会2月臨時会会議録

令和2年2月4日

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	杉本 昌一君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	湯山 博一君
住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君	経 済 建 設 部 長	高村 良文君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ ン ピ ッ ク 推 進 課 長	池谷 精市君
教 育 次 長	長田 忠典君	危 機 管 理 監	野木 雄次君
町 長 戦 略 課 長	小野 正彦君	総 務 課 長	後藤 喜昭君
建 設 課 長	山口 幸治君	農 林 課 長	湯山 光司君
未 来 拠 点 課 長	遠山 洋行君	こ ど も 育 成 課 長	大庭 和広君
防 災 課 長	武藤 浩君	会 計 管 理 者 兼 会 計 収 納 課 長	池田 馨君
総 務 課 副 参 事	米山 仁君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	岩田 芳和君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	9番 岩田 治和君	10番 池谷 弘君	

閉 会 午前11時16分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度小山町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第7 議案第1号 工事請負契約の締結について
(令和元年度(仮称)すがぬまこども園造成工事)
- 日程第8 議案第2号 工事請負契約の締結について
(令和元年度普通河川湯船排水路 元年河川災害復旧工事 元年災査定第20号)
- 日程第9 議案第3号 令和元年度小山町一般会計補正予算(第9号)

議

事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は、傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので、報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和2年第1回小山町議会2月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 岩田 治和君、10番 池谷 弘君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は2月4日、1日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました報告第1号から議案第3号までの6議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和2年第1回小山町議会2月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、専決処分の報告1件、専決処分の承認2件、工事請負契約の締結2件、一般会計補正予算1件の合計6件であります。

はじめに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。

本件は、令和元年11月17日に須走地内の町道4076号線において、走行中の自動車右側の前輪が道路側溝に設置をされているグレーチングを踏んだところ、グレーチングがはね上がり、車両底部の燃料タンク及び燃料パイプに接触し、損壊した事故について、損害賠償金34万9,598円を町が支払うことで示談が成立し、議会において指定されている事項として、地方自治法の規定により、令和元年12月16日に専決処分しましたので、報告するものであります。

次に、承認第1号及び承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

新産業集積エリアでの埋設廃棄物を年度内に処理する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度小山町一般会計補正予算（第8号）及び令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和元年度普通河川湯船排水路 元年河川災害復旧工事 元年災査定第20号の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

台風19号による甚大な被害に対して、対応しなければならない経費で、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億5,130万円を増額し、歳入歳出予算の総額を184億4,344万8,000円とするものと、繰越明許費の補正をするものであります。

以上、今臨時会に提案いたしました6件の提案説明を終わります。

なお、報告第1号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

この報告は町長提案説明のとおりですので、補足説明を省略します。

本報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度小山町一般会計補正予算（第8号））

○議長（池谷洋子君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年

度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 企画総務部長です。承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、新産業集積エリアでの埋設廃棄物を年度内に処理をする必要があるため、令和元年度小山町一般会計におきまして、その財源について補正をするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度小山町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ17億6,143万8,000円を追加し、予算の総額を182億9,214万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明を申し上げます。補正予算書5ページをお開きください。

20款1項3目新産業集積エリア造成事業特別会計繰入金を3,179万7,000円減額をいたしますのは、新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算第3号に伴うもので、繰入金を減額するものであります。

次に、同じく2項5目総合計画推進基金繰入金を16億9,323万5,000円増額しますのは、新産業集積エリア特別会計繰出金の財源として繰り入れをするものであります。

次に、同じく7目財政調整基金繰入金を1億円増額いたしますのは、繰出金の財源として繰り入れをするものであります。

次に、歳出予算について御説明を申し上げます。

6ページの6款1項2目企業立地推進費のうち、説明欄（6）新産業集積エリア造成事業特別会計繰出金を17億6,143万8,000円増額いたしますのは、新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算（第3号）に伴います繰出金であります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（藪田豊造君） 今回の専決処分については、町民の納得できるような問題ではありません。これらをしっかり説明していただくためには、どのような方法があるのか。それについてお伺いします。

まずもって、この処分については、新産業エリアにおいて町当局が瑕疵担保責任をつけなかったという大問題があります。この結果が今日の補正予算を組まなきゃならない、あるいは特別会計、そうしたところから繰り出しをしなければならぬというような問題になっています。これは、我々が見るに、はっきり言って無駄遣いです。目の前の災いを取り除くということではなくて、はっきりとした町長の覚悟と決断を御説明願います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 菌田議員にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、菌田議員がおっしゃるとおり、町の財源を投入すべきものではないということが基本的な考えでございます。ただ、今回、議員の皆様のお理解をいただきまして、専決処分をして、今回補正予算を提出したということにつきましては、この新産業集積エリアの事業につきましては、本年3月、令和元年度をもって終結をさせなければならないという事業でございましたので、議員の皆様のお理解をいただいて専決処分をさせていただいたものでございます。

本来、これは町の財源を投入すべきものではございませんので、それではどうするかということでございますが、これはまず、この責任をとっていただくと。具体的に申し上げますと前町長でございますが、損害賠償を請求せざるを得ないというふうに考えております。なおかつ、一方では、背任というような要素もあるというふうに理解をしておりますので、その点については告訴するというふうに考えております。

この告訴、そして損害賠償請求につきましては、現在、弁護士と協議中でございます。金額等々については、これから弁護士と相談をしながら決めていき、そしてまた、議会の損害賠償請求訴訟を起こすということにつきましては、議会の議決、そしてまた予算措置も必要でございますので、そういう時点になりましたら、また議員の皆様にはしっかりと説明を申し上げ、御理解をいただいて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（高畑博行君） 今回の専決に関してですけれども、先月行われました議員懇談会の中でも質疑応答、やりとりがされました。そこから若干時間がたっているものですから、改めてこの本会議の席上で質問をさせていただきますけれども、先ほどの菌田議員の質問と重複する点がございます。そこは削除しまして、3点質問をさせていただきます。

先の議員懇談会での質疑の中で、当局は本年度末までにごみの運搬処理が可能だという答弁されておりましたけれども、その後、時間たっております。本当に年度内の処理が可能なのか。まず、これを1点伺います。

それから2点目。これも、議懇の中での質疑があったわけですが、改めて。なぜもっと早くこの処理ができないということを認識し、対処できなかったのかという点。これが2点目。

3点目。今回の補正では、総合計画推進基金から約16億9,000万円、財政調整基金から1億円の繰り入れをしているわけですが、それぞれ残高がどの程度になってしまったのか。その点。

以上3点をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 高畑議員にお答えいたします。

質問の3点のうちの一つ目と二つ目についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、議員懇談会の中で、本年度末までに処理が可能というような御説明をさせ

ていただきましたが、現在の状況といたしましては、先週、ペーパーで議会事務局を通じて状況については御報告を一旦させていただきましたところ、1月28日時点で2,700立米の処理が完了しております。その時点で、順調に処理を再開したという状況でございます。

ただし、その後、先週の30日木曜日に、今、4社ほどの業者に処理をしているのですが、そのうち1社、一番最大の処理量をお願いしてます三重県の業者になりますが、こちらの方が来庁いたしまして、そちらにつきましては、先週以前にこちらからもお伺いをして、金額の単価の話ですとか、そういうお願いをさせていただいたところなんですが、その回答とともに、もう1点御報告がありました。これにつきましては、内容といたしましては、会社の都合によりまして2月いっぱい受け入れがなかなか難しいという状況で御回答いただきました。そちら、施設の改修をどうしてもやらなければならない事情ができたというような話でございましたが、そちらの話がございまして、それが先週の木曜日だったものですから、その後、この状況ですとなかなか厳しいということで、現在、対応をしているところですが、対応といたしましては、今、ほかの業者3社ほどありますが、そちらの受け入れ量をふやしていただくというようなお願いをしております。

それとあわせまして、他の業者が、即座に取りかかれる業者がないかということで、今当たっているところございまして、今週も何社かお話をし、すぐに方針を決めて対応していきたいと考えておまして、いずれにしても、今年度内という期限がございまして、当然それに間に合うような形で全力で努力をしていきたいと考えております。

状況としては以上でございます。

2点目の、なぜもっと早く処理ができないということが分からなかったかということでございますが、これにつきましては、議員懇談会の中でも御説明させていただきましたが、執行の管理ですね、実施の管理につきまして、毎月の業者から出てくる請求書、明細書と予算残額を見ながら検討してまいりましたが、10月末時点の段階で、まだ十分問題ないだろうと。処理の減ってくる量につきましても、現地と出てくる資料等を見比べた中で、はっきりと差異が分からずにいまして、十分間に合うだろうと、予算についても大丈夫であろうというようなことで処理をしておりました。

結果、11月時点の請求明細が上がってきた段階で精査をしたところ、予算が不足して、処理量についても間に合わないということが判明しまして、こちらにつきまして、事務処理の不十分な点があったということだと結果的には考えております。

回答としては以上になります。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○総務課長（後藤喜昭君） 高畑議員の3点目の質問にお答えをいたします。

財政調整基金と総合計画推進基金の現在の残高でございますが、まず、総合計画推進基金につきましては32億円余でございます。財政調整基金につきましては3億円余となっております。

以上であります。

○8番（高畑博行君） 先ほどの課長答弁で、事務的な処理に問題があったというお言葉があったわけですが、私はやっぱり、当局担当課としては、このごみ処理の現状を把握し、どの程度の進捗状況であるのか、その見通しはどうかという点の分析と、その対応策が非常に甘かったと言わざるを得ないと思うんです。その点しっかり反省して、年度内処理に向けて最大のやっぱり努力をすべきだというふうに思います。

1点お伺いしますが、もし、最悪ですよ、年度内処理ができなかった場合に、大和ハウスとの問題で、損害賠償請求を受けるとか、そういう危惧もされるわけですが、その点での御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

事務処理の不手際、不十分な点につきましては十分反省をさせていただきまして、今後、そのチェック体制とか、現場での確認等をしっかりやって対応していきたいと思っております。

御質問の、万が一、年度内に終わらなかった場合の状況についてでございますが、まず、大和ハウス様からの損害賠償という点につきましては、その前に、この処理ができなかった場合の問題点として、町が一番問題と考えてますのが、まず一つ目が、廃棄物を、今現在置いてあります区画が区画2という区画になるんですが、こちらを大和ハウス工業さんへ引き渡しができなくて、土地代金が受領できなくなるといったことから、今までこの事業に要しました事業費のうち、起債で借りているお金があるんですが、そちらの返還ができないというところが最大の問題と考えておまして、こちらの償還をするためには、この土地代金をいただかなければ支払いができないというところでございますので、こちらの引き渡しができるよう、ごみ処理を年度内に終わらすということで考えております。

もちろん、この起債の償還ができませんと、当然、今現在、この区画2以外については売り払いが終わってるんですが、この金額自体が全然起債額に足りておりませんので、起債を返すためにさらなる一般会計による補填が出てくるなど、またふぐあいが出てくると。もう1点あるとすると、今後の企業誘致ですね。ここのごみが片づかないで、この区画が売れないということで、企業の誘致が、この区画ができなくなるというようところが、非常に問題だと思っております。大和ハウス工業様からの損害賠償につきましては、損害がどの程度これによって出てくるかっていうところが、ちょっと、向こうの会社の経理の話になってくるので、そこはちょっと内容が読めないところでございますが、いずれにしても年度内にちゃんと売り払いができるような処理をしていかないと、大和ハウス工業様からの損害だけではなくて、もっと大きい、事業の精算ができないというところで非常に問題になってきますので、それが絶対ないような形で、全力で進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 鈴木 豊君。

○4番（鈴木 豊君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、次の理由により反対の立場から討論いたします。

まず1点目は、1月8日に一般会計補正予算を専決したことは、町民に対し、なぜ専決に至ったのか、十分な説明がなされておられません。町民は新聞報道により情報を得てるだけです。行政に対して、この行為が不信感を抱くことになりかねません。まずは、今回の専決処分の考え方を町民に説明すべきであります。

2点目は、私は議員懇談会で申しましたが、歳入の総合計画推進基金繰入金、財政調整基金繰入金についてであります。

昨年10月12日の台風19号による被災状況は甚大なものであります。当然ながら、復旧工事等の財源として、10月に専決による補正3億円、12月定例会での追加補正で1億円を財政調整基金より充当しています。この事務処理は、財政調整基金が災害復旧などに充てることから、必然であります。しかしながら、今回の専決による補正では、総合計画推進基金から16億9,323万5,000円、財政調整基金から1億円を繰り入れています。この財政調整基金は、基金条例の設置目的では、災害復旧その他財源の不足のときに充てるものです。当然、災害復旧などに充当すべき支出のものであります。現に、この臨時会において、財政調整基金1億5,000万円を財源とする災害復旧に関する補正が上程されております。また、町長から、1月16日の議員懇談会において、総合計画推進基金の残高が32億円余、財政調整基金の残高が3億円との説明がありましたが、今回の災害の補正により、財政調整基金の残高は1億5,000万円となってしまう、明日にも起こるかもしれない災害に対応できるか、大変危惧をしております。

私の認識では、財政調整基金への積み立ては決算時の9月定例会での補正であります。それらを緩和しますと、財政調整基金繰入金を1億円を戻して、総合計画推進基金から1億円繰り入れるべきであります。

以上の理由をもって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から、私の反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立少数です。したがって、承認第1号は、これを不承認とすることに決定しました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号))

○議長(池谷洋子君) 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号))を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。議案書は5ページを御覧ください。

本件は、令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計の予算に不足が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同会計補正予算(第3号)を専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ17億6,143万8,000円を追加し、予算の総額を53億6,454万4,000円としたものであります。

はじめに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

2款1項1目事業費のうち、説明欄(2)事業費を18億100万円増額いたしますのは、新産業集積エリアの埋設廃棄物の処理費として14億円と、廃棄物処理後の土壌汚染対策費3億5,000万円、廃棄物処理に伴う税金としての公課費5,100万円であります。その他、同ページ上段、1款1項1目の一般会計繰出金を3,179万7,000円と、7ページ、3款1項2目公債費776万5,000円をそれぞれ減額し、総額17億6,143万8,000円を増額するものであります。

次に、歳入についてであります。

予算書は、5ページに戻って御覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金を17億6,143万8,000円増額いたしますのは、先ほど御説明をいたしました歳出に対応するため、一般会計から歳出の増額分を繰り入れさせていただくものであります。

説明は以上であります。

○議長(池谷洋子君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。2番 室伏辰彦君。

○2番(室伏辰彦君) 承認第2号 令和元年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論をいたします。

はじめに、この事業の早期完了とスムーズな引き渡し、そして一日でも早く企業が進出し、雇用が生まれることを願っております。その中で、今回の専決処分に関しては、2点について問題があると思います。

まず1点目として、昨年の6月に補正予算で12億8,000万円の廃棄物処理費用を計上してから後、年末の12月26日に至るまで、ごみ処理に関する進捗状況など一切説明が議会にないまま、予算が足りないのに新たに十数億円の補正をお願いしたいとの話が突然ありました。予算を計上し執行していく中で、今回のように、突然予算が足りないなどの話は今まで聞いたことはありません。更に驚くべきことは、既に2億円ほど予算がないのに現場で廃棄物処理を進めてしまっており、その費用が払えないでいるとの驚くべき発言でした。また、十数億円足りなくなった原因として、トラックの積載運搬に関し、効率的な方法ではないことや現場での監督指導をきちんとしていなかったことが掲げられます。今回の廃棄物処理における事務処理に関しては、町長自身を含め、処理の不手際に対して処分を示すのが先ではないでしょうか。

2点目として、今回の専決処分に至るまでの経緯について、詳しい説明が全くなく、議会に対して、単に時系列の経過のみの説明で、議会は当然ですが、町民の皆様は一切説明を受けておりません。1月6日の臨時記者会見で、議会と町民に丁寧な説明を行っていくと明言していますが、町民の皆様に対して、その後一切行われておりません。まずは、2億円余りの金額を予算がないまま処理した点の町長の責任。次に、町民に対する今回の件の丁寧な説明を求め、私の反対討論といたします。

○議長(池谷洋子君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立少数です。これを不承認とすることに決定しました。

日程第7 議案第1号 工事請負契約の締結について(令和元年度(仮称)すがぬまこども園造成工事)

○議長(池谷洋子君) 日程第7 議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長(長田忠典君) 議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は、6ページをお開きください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和元年度（仮称）すがぬまこども園造成工事の工事請負締結を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

本事業は、来年度、（仮称）すがぬまこども園の園舎等を建設するに当たり、造成工事を実施するものであります。

造成面積は8,262.4平方メートルで、主な工種は掘削、路体盛り土などの敷地造成工一式、現場打ちL型擁壁工236.8メートル、雨水排水設備として自由勾配側溝157.2メートル、地下式調整地一式などを施工するものであります。

工事入札は、先月29日に町内7業者による指名競争入札を執行したところ、白幸産業株式会社が1億2,500万円で落札決定し、消費税相当額1,250万円を加え、1億3,750万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、本年6月30日を予定しております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（渡辺悦郎君） 議案第1号 工事請負契約の締結について、1点確認させていただきま

す。
まず、私自身、これから新たに作る（仮称）すがぬまこども園については、この町の未来を担う子ども達の施設ですので、安心、安全で子ども達に夢を与えるような施設になってもらいたいと考えております。

さて、先般の1月28日に開催されました議会全員協議会の席において、私が谷戸山の際の1段高くなっている場所について、今回の造成工事から外れているが、その場所は広げる予定がないのかとお尋ねしたところ、町長から驚くべき発言がございました。

最初は、産業廃棄物の処理の関係で非常事態を宣言しているの、今年と新年度については極力凍結をしているとの説明で、谷戸山の1段高い部分は、令和3年度に計画する予定だとのことでした。

そして、そのあとに町長はこのように発言されました。「都市計画法上も一体開発をなりますと、防災上全てのエリアに防災工事をすると、調整池も設けるとなりますので、その一体的な開発との意味からも切り離してやった方がベターだろうという判断です」、このように発言されました。

私は行政にいたことがありませんので、都市計画法を熟知しておりません。その全員協議会の中で聞くことができませんでした。その後、私なりにいろいろ調べてみたところ、その発言というのは、明らかな都市計画法違反であることが分かりました。

そこで再度質問いたします。真に1月28日の全員協議会での発言のお考えでいるのかどうか。

事務担当者でなく、協議会当日お答えされた町長に回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをさせていただきます。

まず重要なことは、あそこの普通河川はそのままにして、要するに三面張りとか、そういうことにはしないでくださいというのは地元の要望があったと聞いております。私も、あそこは蛍が出る川ということで、極力いじらない方がいいんじゃないかなというふうに思っております。そんな中、あそこのこども園側が開発地でございますから、そこに擁壁をといひますか、普通河川に影響を及ぼさない範囲で防災、子ども達が安心、安全になるようにということで、そういう施設を作っていくということはやむを得ないかなというふうに思っております。その上の、普通河川の上、谷戸山でございますけれども、これについてはやっぱり別途で考えた方がいいんじゃないか。一団の開発ということになりますと、そこまで含めて普通河川の改修ということまで出てきてしまいますから、そういう技術的な配慮からありまして、今年に現状提案させていただいたエリア、そして来年には上の方の谷戸山の方をやっていくと。これは普通河川をそのまま活かしたような形でやっていくという、そういう形を考えておりましたので、今回提案をさせていただいた次第でございます。

よろしくをお願いいたします。

○12番（渡辺悦郎君） 町長は選挙公約にも掲げ、5月に町長に就任されてから、職員に対してコンプライアンスを強く言ってきていると承知しております。昨日も職員に対しコンプライアンス研修は行われていたようです。しかし、私から言わせていただければ、一番コンプライアンスを、いわば法令遵守が必要なのは町長だと感じております。いま一度、御自身の答弁の言葉の重さと、職員に迷惑がかからないように、首長として職責の重さをしっかり認識していただきたいと、このように思っております。

以上です。回答は不要です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 工事請負契約の締結について（令和元年度普通河川湯船排水路 元年河川災害復旧工事 元年災査定第20号）

○議長（池谷洋子君） 日程第8 議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第2号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は、8ページからとなります。

本案は、令和元年度普通河川湯船排水路 元年河川災害復旧工事 元年再査定第20号の工事請負契約であります。

工事内容は、昨年10月12日の台風19号により被災し、流出した湯船地先のハイテクパーク富士小山から国道246号を下越しし、2級河川須川へ流下する普通河川湯船排水路、延長236.9メートルの区間におきまして、河川災害復旧工事を実施するものであります。

主な工種につきましては、流出した水路の復旧として現場打水路工107メートル、管渠工41.4メートル、崩落した斜面の復旧として現場打法枠工1,180平方メートル、その他、工事に必要な仮設工など施行するものであります。工事入札は、去る1月29日、町内業者7社による指名競争入札を執行いたしましたところ、白幸産業株式会社が1億800万円で落札決定し、消費税相当額1,080万円を加え、1億1,880万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は令和2年3月31日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（岩田治和君） 3点ほど確認をさせていただきます。

まず、この工事は、国道下までの部分、国道246号線の下、須川までの部分は、現状のままで済ませるってような形ですけど、私が現場を見た限り、土砂が大量にこの部分に落ちております。それで、この部分の改修はほとんど必要ないのかどうか、その確認をまず1点目、させていただきます。それでこの工事に伴い、今後の工事予定はどのようになるのかをあわせてお伺いします。

2点目は、国道下の町道、いわゆる小山町の上水道のタンクがある部分の町道は、全く通行止めになってしまうのか。実際のところ、農地がここ多いものですから、その工事に支障はないのか、お答えください。

3点目は、台風19号の災害ということなんですが、国庫補助率がどのくらいの割合で出ているのか、その割合を教えてください。

以上です。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○未来拠点課長（遠山洋行君） 岩田議員の質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、この工事区間のうち、246号線より下の区間についての改修についてでございますが、一応、水路の本体の施設につきましては、災害による被災、破損等がございませんで、あるのが附属施設でありますフェンスですね、水路の上に転落防止のために設置してありましたフェンスが破損をしているということで、そちらの復旧が主な工種になってきます。ただし、周辺で土砂の流出等あった部分については、可能な範囲でこの工事に合わせて補修をしていきたいと考えております。

これに伴いまして、工事の予定でございますが、本日議決をいただきました場合に、業者との本契約をいたしまして、それから準備工に入っております。一応、詳細な工程を組みまして、工事に着手していくということでございまして、現状ですと、年度内の工期と一旦させていただきますが、実際には今からの発注の工事になりますので、国の負担金の繰り越しの措置とかを必要に応じて実施をしまして、実地工程に合わせた工程にさせていただきたいと考えております。

二つ目の質問です。下の町道の通行止めがあるかないかということでございますが、原則的にはないように実施をしていきたいと考えておりますが、この工事、本体工事ではございませんが、これに付随しまして、水路脇に埋設してありました汚水排水管が下つてきてまして、この道路に埋まっています。で、一部破損をしておりましたので、現在仮設で接続をしておりますが、こちらの補修をする際に、1日程度だと思っておりますが、通行止めになる可能性があると考えておまして、こちらについてはまた詳細が分かりましたら、地元の方に周知をしていきたいと考えております。

3点目の、国庫補助率でございますが、今回の災害復旧につきまして、国庫負担金となりますので負担率というような形になるかと思っておりますが、通常の河川災でいきますと、現状でいきますと3分の2になりまして、0.667の割合での補助というようなことで進めております。

以上であります。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（池谷洋子君） 日程第9 議案第3号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（湯山博一君） 議案第3号 令和元年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,130万円を追加し、予算の総額を184億4,344万8,000円とするとともに、繰越明許費の補正をするものであります。

はじめに、繰越明許費の補正であります。4ページを御覧ください。

追加の消防費の残土処分業務は、台風19号により道路や河川に堆積した土砂の仮置き場からの排出処分業務で、搬出先の調整に時間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、変更の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業は、藤曲用水の暗渠部の崩落個所の災害復旧を行うための追加で、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の変更をするものであります。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

19款1項6目災害復旧費寄附金を130万円計上いたしますのは、既に＝ ＝をいたしました台風19号被害に対する寄附金であります。

次に、20款2項7目財政調整基金繰入金を1億5,000万円増額いたしますのは、災害復旧費の財源として繰り入れをするものであります。

次に、歳出予算について説明をいたします。

7ページを御覧ください。

8款1項4目水防費のうち、説明欄（2）水防費を1億3,054万9,000円増額いたしますのは、道路に流れ込んだ土砂の除去作業等を行う緊急業務が7,850万3,000円、仮置き場からの土砂の処分費用が2,596万円、倒木等の処分に要する費用が2,608万6,000円であります。

次に、8ページにかけまして、10款1項1目農地農業用施設災害復旧費のうち、説明欄（3）農業用施設災害復旧費を2,684万円増額いたしますのは、藤曲用水の暗渠部分崩落の災害復旧費であります。

最後に、12款1項1目予備費を608万9,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（渡辺悦郎君） 今回の災害というのは、エリアが旧小山、足柄、その他にもございますけ

ど、大きくこの二つが被災したわけでございます。その中で、まだまだ手がついてないようなところもあると私は認識しております。今回の補正でどのくらいの復旧が行われるのか、そこをお尋ねします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○防災課長（武藤 浩君） 渡辺悦郎議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正によりまして、見込まれる応急対策の業務の件数でございます。町道普通河川応急対策に65件、林道農業用水路応急対策に31件、湯船地区等開発地配水路等応急対策に6件、観光施設応急対策に2件、災害残土運搬整地に1件、計105件の応急対策を見込んでおります。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） 件数については承知いたしました。ただ、これが起債のあとどのくらい残ってるか。災害復旧ですね。復旧の方が、手がついてないのがあるかというのをお尋ねいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○経済建設部長（高村良文君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

現在、公共土木それから農林関係の町の管理分については、発注を随時進めているところでありまして、町の管理する分につきましては、今回の予算で賄えるという考えを持っております。また、手がついてないというところにつきましては、県であったりとか、それから林業でという国であったりとか、そういったところも絡んでくるわけですけれども、総合的に打ち合わせ等を行いまして、随時着手していくというようなことで進んでおります。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） やはり町民の方々は今回被災しているところの復旧というのをすごく、当然のことですけれども、真剣に考えて、次いつ起こるか分からない、今手をつけていなければ、次に雨が降ったときにどうなるだろうという心配のお電話、何件かいただいております。財政もあることなんですけれども、町民からいただいている税金でございますので、町民の生活の安心、安全というのを確保できるごとき努力いただきたいと思います。

以上です。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（池谷洋子君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じ、令和2年第1回小山町議会2月臨時会を閉会します。

午前11時16分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 池 谷 弘